

評価細目の第三者評価結果

評価対象Ⅰ 保育の理念

1 子どもの最善の利益の考慮

	第三者評価結果
I-1 理念が明文化されている。	①・b・c
I-2 理念に基づく基本方針が明文化されている。	①・b・c
I-3 理念や基本方針が職員に周知されている。	①・b・c
I-4 理念や基本方針が保護者や地域の住民、関係機関等に周知されている。	a・②・c
I-5 一人ひとりの子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	①・b・c

評価所見

那須塩原市統一の保育理念・保育指針・保育目標が明文化されており、事務室や各保育室に掲示され職員が確認できるようになっている。年度当初の職員会議の中で理念の読み合わせをしたり、短時間勤務職員へは秋に実施された園長との個人面談の際に読み合わせを行い、周知を図っている。また、各クラス日誌のファイルに綴じるなどし、月案や週案に理念等が反映されるよう工夫されている。「保育園のしおり」「保育園要覧」に理念等が記載されており、保護者に対しては入園時に説明したり、年度当初の園だよりにも掲載され周知を図っている。しかし、関係機関及び地域住民へは保育園要覧など配布されておらず理念等の周知は図れていないため、今後は回覧板などにより理念等について周知する取り組みの強化が期待される。

朝の申し送りや職員会議の中で子どもの様子について話し合いがされ、職員間での情報の共有が図られている。子ども一人ひとりの様子に合わせた対応を心掛け、職員間での連絡や相談を密に行い日々の保育にあたっている。

評価対象Ⅱ 子どもの発達援助

1 子どもの福祉を増進することに最もふさわしい生活の場

	第三者評価結果
Ⅱ-1 子どもの健康管理は、子ども一人ひとりの健康状態に応じて実施している。	①・b・c
Ⅱ-2 食事を楽しむことができる工夫をしている。	①・b・c
Ⅱ-3 乳幼児にふさわしい食生活が展開されるよう、食事について見直しや改善をしている。	①・b・c
Ⅱ-4 健康診断・歯科検診の結果について、保護者や職員に伝達し、それを保育に反映させている。	①・b・c

評価所見

子どもの健康管理に関するマニュアルや保健計画が作成されている。一人ひとりの健康状態について朝夕の送迎時に連絡帳や口頭で保護者と連絡を取り合い、関係職員間で情報を共有し日々の保育に反映させている。既往症や予防接種の状況についても、その都度保護者から情報を得られるよう努めている。

年間指導計画の中に食に関する豊かな経験が出来るよう、年齢に応じた取り組みが記載されている。行事の際は、テーブルクロスやランチョンマットを用意したり花を飾ったり、行事会食ではバイキング形式をとるなど食事を楽しみ合えるような機会が設けられている。

検食・喫食状況が日々記録され、園内での給食会議や月に一度開催される市の栄養士・園長・調理員等による給食会議において、給食のメニューや調理法等について検討し、見直しや改善に反映させる仕組みが出来ている。また、平成27年度からは市の栄養士も給食訪問し、子どもたちと一緒に食べたりお話ししたりして、食事の状況を把握し改善に活かす取り組みが始まっている。

健康診断・歯科健診・眼科検診の結果については、保護者や職員に伝達すると共に児童票の「健康診断票」に記載し、日々の保育に活かしている。また、歯の大切さやよく噛んで食べることの意味を保育の中で折に触れ働きかけるとともに、嘱託歯科医の指導のもと、園では食後の口すすぎを丁寧に行い虫歯予防に努めている。

2 生活と発達の連続性

	第三者評価結果
II-5 子ども一人ひとりを受容し、理解を深めて働きかけや援助が行われている。	①・b・c
II-6 障害のある子どもが安心して生活できる保育環境が整備され、保育の内容や方法に配慮されている。	①・b・c
II-7 長時間にわたる保育のための環境が整備され、保育の内容や方法が配慮されている。	①・b・c
II-8 事業所の変更や家庭への移行などにあたりサービスの継続性に配慮した対応を行っている。	a・②・c

評価所見

当園の平成27年度アクションプログラム目標の一つに、「子ども・保護者・職員が『大好きな保育園』を目指す」を掲げている。具体的な取り組みとして、様々な家庭環境と一人ひとりの子どもの特性や状況を十分に理解し、思いに寄り添った保育を実践し、健やかな成長ができるよう力を入れている。個々の子どもへの適切な言葉かけやかかわり方等について職員間で共通の理解を持ち、働きかけや援助が行えるよう会議等の場で確認し合っている。

発達支援児の保育については、支援児が集団の中で安定して楽しく生活し成長できる様、特性に応じた個別計画を作成し、送迎時の情報交換や連絡帳を通して保護者との相互理解を図りながら取り組んでいる。担当者は発達支援アドバイザーによる研修や、必要に応じて地域の専門機関や医療機関（なす療育園）と連携し相談したり助言を受けたりすることができる。保育園全体でも定期的に職員会議を行い発達状況や課題発達等についての情報の共有を図っている。今後は、保育園の保護者全体に対しても、現在取り組んでいる支援児保育への正しい認識を深めていただけるよう働きかけて行くことも重要と思われる。

長時間保育は、利用数が多いため朝夕ともに年齢で分けて二つの保育室で行われている。早番ノート・遅番ノートに伝達事項を記載し、送迎時に連絡もれないよう取り組んでいる。畳やゴザ等が用意され、家庭的な雰囲気の中で折り紙やブロック・ままごと・ぬり絵・かるた等で思い思いに遊んでいる姿が見られた。19:15までの延長保育を実施しており、提供しているおやつの内容については、何らかの方法で保護者に知らせる工夫が望まれる。

保育サービスや保育所の変更にあたっては、市内保育園への転園の場合のみ児童票の内容の引継ぎをし、子どもの保育に連続性を持たせている。保育サービス終了後も同様に保育の継続性を確保するための対応策として、保護者が相談を希望した場合のために、担当者や窓口を設置し、書面で保護者に伝える取り組みが求められる。

3 養護と教育の一体的展開

	第三者評価結果
II-9 保育所の保育の方針や目標に基づき、発達過程を踏まえ、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に即した保育課程を編成している。	Ⓐ・b・c
II-10 定められた手順に従ってアセスメントを行っている。	Ⓐ・b・c
II-11 指導計画を適切に作成している。	Ⓐ・b・c
II-12 定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。	Ⓐ・b・c
II-13 保育者の関わりや子どもの活動等について理念や方針にのっとった方法が文書化され保育が提供されている。	Ⓐ・b・c
II-14 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	Ⓐ・b・c
II-15 一人ひとりの子どもに関する保育・保育サービス実施状況の記録が適切に行われている。	a・Ⓑ・c
II-16 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	a・Ⓑ・c
II-17 一人ひとりの子どもの状況等に関する情報を職員間で共有化している。	Ⓐ・b・c
II-18 乳児保育のための適切な環境が整備され、保育の内容や方法に配慮されている。	Ⓐ・b・c
II-19 1・2歳児の保育において養護と教育の一体的展開がされるような適切な環境が整備され、保育の内容や方法に配慮されている。	Ⓐ・b・c
II-20 3歳以上児の保育において養護と教育の一体的展開がされるような適切な環境が整備され、保育の内容や方法に配慮されている。	Ⓐ・b・c
II-21 小学校との連携や就学を見通した計画に基づいて、保育の内容や方法、保護者とのかかわりに配慮されている。	Ⓐ・b・c

評価所見

保育課程は、保育所の保育の方針や目標に基づき、子どもの発達過程を踏まえ、平成23年度に市立保育園で統一して作成されていたが、平成27年10月に保育課程の見直しを行い、より保育園の実態に即したものとして「家庭・地域との連携」や「関係機関との連携」、「保護者支援」など10項目を新たに追加作成した。この取り組みは当園の職員全員が参画して検討を重ね、副園長会議で編成された経緯がある。今後も定期的に評価し、評価に基づき改善していく予定である。

子どもの身体状況や生活状況、必要に応じた保護者の状況等について、組織が定めた様式に基づいて計画的にアセスメントを行い児童票等に記録されている。

平成27年度の年間指導計画は従来の那須塩原市として統一した保育課程に基づいて作成されている。月の指導計画は3歳未満児においては、子ども一人ひとりの特性や発達状況を見据えたうえで個別に作成されている。作成した指導計画については月末及び年度末に評価・見直しを行い、自らの保育実践について振り返り、次の計画作成に反映させたり保育の改善に活かしたりしている。年間指導計画については、保育課程に基づき、子どもの生活や発達を見通した長期的な計画として捉えることが望ましく、平成27年度に保育課程の見直しがされたことを受けて、具体的に検討していくことを期待する。

提供する保育の標準的な実施方法については、「年齢別保育ガイドライン（デイリープログラム）」が市立保育園全体の副園長会議において作成され、「活動」「保育士の援助」「備考」等

が的確に記されている。年齢毎の保育の標準的な実施方法についても、保育するうえで職員が共通の認識を持って当たれるよう文書化され、それに基づいた保育の実践に努めている。標準的実施方法の見直しについては、保護者の意見等の反映も含めて園内での見直しを持ち寄り、副園長会議で随時検討していく体制にある。

個々の子どもの発達状況・保育目標・生活状況等の経過を児童票や個別計画表に記載するための記録要領を定めているが、全職員への周知が十分でないとの認識が窺える。今後は、記録する職員によって内容や書き方等に差異が生じないように、関係する職員への周知強化が望まれる。

記録の管理について責任者が設置され、個人情報保護の観点から職員教育や研修が行われており、子どもに関する記録の保管等に関しては、平成18年に示された市の「保育園文書保存年限基準」に応じて実施している。一方で、鍵のかからない書棚が多いなど施設上の制約もあるため、記録の保管場所や保管方法に問題ないかなど安全管理状況を検証するとともに、施設独自の配慮事項を定めた取扱い規程の整備等についても検討してほしい。

子ども一人ひとりの状況に関する情報や保護者支援のあり方について、定期的な乳児会議や幼児会議・職員会議・ケース会議等で検討され、出席できない職員には口頭や書面で報告するなど全職員に周知し情報の共有が図られている。

乳児保育は1歳児の低年齢児と混合で行われている。創立当初は遊戯室として使用されていた部屋で、一段上がった部分には畳を、フロア部分にはクッションを敷き詰め透明アクリル板で区画されている。保育室は明るく、危険個所にはソフトクッションでカバーしたり、玩具や床・壁は毎日消毒するなど、子どもが安全な環境で安心して遊べるよう配慮されている。食事の場面では、食べる様子を見守り「モグモグモグ」と個別に優しく声を掛けたり、食べやすく小さくしたりして援助する姿が窺えた。

1・2歳児の保育は、混合クラス（1・2歳児の）を含め、三か所の保育室で行われている。それぞれの子どもの日常の状態を観察し保健的な配慮に心掛けるとともに、トイレや手洗い場では段差があるため特に怪我のないよう安全面での配慮がされている。また、自分でしようとす気持ちを受け止めながら、身の回りのことを徐々に出来るようになるよう援助し、自分で出来たという満足感を味わわせるための工夫や見守る姿が窺えた。

3歳児以上クラスの戸外遊びや自由遊びでは、保育士が子どもと一緒にゲームを楽しんだり砂場で大きな山を作ったり、用具を使って遊ぶ等の姿が見られた。その中で、どう行動したら良いか戸惑っている様子が見られる子には自ら気づいたり考えたりできるようさり気なく言葉をかけたり、思っていることを相手に言葉でうまく伝えられない子には自分の言葉で表現してみるよう援助し、受け入れてもらう喜びを味わわせ自信に繋げたりしている。また、5歳児には年長としての自覚を持ちリーダーシップを発揮できるよう、いろいろな活動を通して援助している。

就学を見通した年間指導計画に基づき、文字や数への関心を高める活動を自然な形で保育に取り入れ、1月以降は卒園文集作りに取り組んでいる。朝のうちにその日の予定を知らせ、時計を見ながら見通しを持った生活ができるよう、また一定時間着席することなどの集団行動がとれるよう働きかけている。担当保育士には小学校教員との合同研修や情報を交換する場が設けられている。保育参加後の面談や送迎時を利用して、保護者の不安を取り除き就学以降の子どもの生活について見通しが持てるよう働きかけており、1月からは毎月就学に関する「クラスだより」を発行している。3月には交通指導員による就学前の交通指導を受け、最寄りの小学校まで出かけ見学する機会が予定されている。

4 環境を通して行う保育

	第三者評価結果
II-2 2 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできるような人的・物的環境が整備されている。	①・b・c
II-2 3 子どもが基本的な生活習慣を身につけ、積極的に身体的な活動ができるような環境が整備されている。	①・b・c
II-2 4 子どもが主体的に活動し、様々な人間関係や友だちとの協同的な体験ができるような人的・物的環境が整備されている。	①・b・c
II-2 5 子どもが主体的に身近な自然や社会とかかわれるような人的・物的環境が整備されている。	a・②・c
II-2 6 子どもが言葉豊かな言語環境に触れたり、様々な表現活動が自由に体験できるような人的・物的環境が整備されている。	①・b・c

評価所見

当施設は築後 39 年を経ているが、固定遊具のペンキを塗り替えたり、幼児用トイレの床を滑らない塗料でリニューアルするなど、子どもたちが安全で心地よく過ごせるよう環境整備がされている。また、高窓から採光を取り入れ、換気や保温、室内外の清潔等、環境保健に努めている。園庭には木陰になるような植栽はないが、夏にはテラスや砂場によしずを取り付けるなどし、炎天を避ける工夫も見られる。保育士は子ども達と一緒に遊んだり適宜声を掛けるなどし、いつも身近にいて安心感を与えており、互いの信頼関係が築かれていることが窺える。

健康で安全な生活に必要な基本的な生活習慣を身につけられるよう、子ども一人ひとりの気持ちを大切にしながら援助している。朝夕は積極的に戸外遊びを取り入れているほか、幼児集会や乳児集会を定期的実施し、様々な遊具や用具を使った遊びが楽しめる様な環境が整っている。5 歳児クラスでは、ボランティアによるサッカー教室（年に数回）に参加しながらルールや協力し合う大切さを学んだり、毎日保育室の雑巾がけを通して体幹を鍛えるよう取り組んだりしている。

子どもの発達や興味に応じた玩具や遊具で安心して遊びに挑戦できるような環境が整えられ、保育者は子どもの満足感や達成感を受け止め共有する姿が見受けられた。また、早番・遅番保育や、土曜保育・戸外遊びでの自然な異年齢児交流のほか、行事や体操集会の際は、5 歳児が中心になり年下の子に折り紙を教えて一緒に遊んだり、ゲームをしたりして異年齢児との関りを深める機会が設けられている。当番活動やいろいろな友達との遊びを通して、いたわりや思いやりの気持ちが育ち、協力して活動できるような働きかけが行われている。

近くの林で木の実を拾って遊んだり、園庭に花の種を蒔き世話をしたり、ザリガニ等に接するなど、自然にかかわる機会が多く設けられている。5 歳児クラスでは、公民館の高齢者学級と一緒に交通指導員の話の聞いたり、ふれあい遊びを楽しんだりした後、実際に道路の歩き方や信号機を見て道路を横断するなどの体験をしている。地域の伝統行事への参加が恒例となっているが、園としては、自然や地域社会とより関わられるような取り組みを考えているところである。

絵本の読み聞かせや紙芝居などを全クラスで毎日取り入れている。園にある絵本のほかに、那須塩原市立西那須野図書館から定期的（月に一度）に貸出文庫訪問があり、子ども達は多くの絵本や図鑑に親しめるようになっている。また、平成 27 年度は、市教育委員会の「語学指導等を行う外国青年招致事業」の一環として、3 歳以上児クラスに外国（フランス）人を年 3 回招き、外国語を耳にし、違った文化に触れ、違和感なくコミュニケーションが図れるような取り組みが始まった。フランス民謡を聴いたりゲームを一緒にしたりするのは楽しい経験になったようで、調査日には園庭で職員と一緒にフランスの「ワニとシカ」ゲームに熱中する姿が見られた。このほかにも、市教育委員会で取り組んでいる ALT(外国語指導助手)の学校外活動として、7 月には外国人 4 人が来園し園児と交流している。また、いろいろな素材で制作したり、年度当初から年齢に応じた楽器あそびや、年長児による鼓隊演奏を計画的に保育の中に取り入れている。鼓隊演奏は運動会や地区の産業文化祭などで披露している。

評価対象Ⅲ 保護者に対する支援

1 家庭との緊密な連携

	第三者評価結果
Ⅲ-1 子どもの食生活を充実させるために、家庭と連携している。	Ⓐ・b・c
Ⅲ-2 家庭と子どもの保育が密接に関連した保護者支援を行っている。	Ⓐ・b・c
Ⅲ-3 子どもの発達や育児などについて、懇談会などの話し合いの場に加えて、保護者との共通の理解を得るための機会を設けている。	a・Ⓑ・c
Ⅲ-4 虐待に対応できる保育所内の体制の下、不適切な養育や虐待を受けていると疑われる子どもの早期発見及び虐待の予防に努めている。	Ⓐ・b・c

評価所見

園独自で「食育だより」を保育士が作成しており、「園外保育のお弁当は子どもが食べたいものを作る」「歯磨きの促し」など、子どもたちが楽しく食事が取れるような工夫された内容になっている。保育参加の際に保護者に給食の試食をする機会を設け、子どもの食事の様子や摂取量などの参考になったなどの好評な意見が聞かれている。

送迎時に子どもの様子を聞いて状態を把握したり、連絡帳を利用し保護者との連携を図っている。子どもの保育に関して悩みを抱えていそうな保護者へは特に様子に気を配り、声をかける機会を増やすなど心がけ常に寄り添った支援ができるよう取り組んでいる。保育参加後に実施される個人面談の際には、普段あまり話をしない保護者も子育てや食事の摂取量、トイレトレーニングや友だちとの関係性などについて相談されるよい機会となっている。

保育参加後の個人面談により個々の相談に対応しているものの、懇談会という形では実施されておらず、保護者会総会の参加なども少ないとのことであった。保護者が集まって話し合う機会を設けることにより、保育の意図、日常の保育や子どもの様子、課題などを保護者に伝えたり、保護者同士の交流の場となるように配慮したりするなど、保護者支援の視点からの内容や実施方法の工夫が期待される。

虐待に関して、毎日の子どもの様子を観察し、職員間での情報を共有し虐待の早期発見や対応ができています。虐待が疑われる場合には、子ども・子育て総合センターなどの関係機関と連携を図れる体制になっている。また、虐待の研修に参加し全職員への伝達も行われている。研修を通じて虐待は暴力だけではないことを認識し、子どもの服装や朝食を食べたかなど日常生活の様子の変化に気づけるよう心掛けている。

2 地域における子育て支援

	第三者評価結果
Ⅲ-5 子どもと地域とのかかわりを大切にしている。	a・Ⓑ・c
Ⅲ-6 地域の福祉ニーズを把握している。	a・Ⓑ・c
Ⅲ-7 地域の福祉ニーズに基づく事業・活動が行われている。	a・Ⓑ・c
Ⅲ-8 事業所が有する機能を地域に還元している。	a・b・Ⓒ
Ⅲ-9 必要な社会資源を明確にしている。	a・Ⓑ・c
Ⅲ-10 ボランティア受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	a・Ⓑ・c
Ⅲ-11 関係機関等との連携が適切に行われている。	Ⓐ・b・c
Ⅲ-12 利用希望者に対して選択に必要な情報を提供している。	Ⓐ・b・c
Ⅲ-13 保育・保育サービスの開始にあたり保護者等に説明し同意を得ている。	Ⓐ・b・c

評価所見

地域の「にしなすのふれあいまつり」「産業文化祭」などに子どもたちが法被を着て花笠踊りを披露したり、園で飼っているザリガニやドジョウを描いた絵を展示したり、高齢者との世代間交流事業で交通安全教室を一緒に行うなどしている。

散歩の途中で近隣の高齢者施設の方とあいさつなどをする機会があり、高齢者施設との交流会を設ける予定であったが実現できなかった。また、自治会・民生委員などとの交流の機会が少なく、園として、今後さらに地域に根付いた保育園にしていくために、高齢者施設も含め地域との交流を積極的に図っていきたいと考えている。

地域の子育て家庭を対象とした相談事業を行っているが、地域住民に対し十分な情報発信が行われていないこともあり相談事例は少なく、入園についての問い合わせに留まっており今後の課題となっている。

地域の保護者や子どもが園に遊びに来るような機会は特に設けておらず、園の有する機能を地域の子育て家庭に開放、提供する取り組みは行っていない。行政組織の中で機能分担されているとは言え、例えば近隣の公民館で行われている子育てサロンと交流するなど、地域の保護者等に対する子育て支援の実施方法の工夫が期待される。

子ども・子育て総合センター、児童相談所などの関係機関は一覧になっており、園長やクラス担任が関係機関との連携は図っているが、全職員が関係機関との連携について把握しているとはいいがたいため、今後の周知を図る取り組みが望まれる。必要に応じて保護者にも紹介をしている。

中高生のサマーボランティアや中学生の職場体験活動などの受け入れは副園長が担当し、職員に周知している。

発達支援アドバイザー（臨床心理士）より、支援児保育について園内研修を受ける機会を設け、また、保育の様子を見てもらい具体的に指導を受ける取り組みも行って、日々の保育に活かしている。支援が必要な子に対しては、リレーシートを作成し小学校でのスムーズな支援に繋がるようにしている。

「保育園ガイドブック」や「保育園要覧」は市役所や園で配布されており、見学者にも概要の説明を行うなどしている。また、入園時にも保護者への説明を行っている。

評価対象Ⅳ 保育を支える組織的基盤

1 健康及び安全の実施体制

	第三者評価結果
IV-1 緊急時（事故、感染症の発生時など）における利用者の安全確保のための体制が整備されている。	①・b・c
IV-2 災害時に対する利用者の安全確保のための取組を行っている。	①・b・c
IV-3 子どもの安全確保のためにリスクを把握し対策を実行している。	①・b・c
IV-4 アレルギー疾患、慢性疾患等をもつ子どもに対し、主治医からの指示を得て、適切な対応を行っている。	①・b・c
IV-5 調理場、水周りなどの衛生管理が適切に実施され、食中毒等の発生時に対応できるような体制が整備されている。	①・b・c

評価所見

危機管理マニュアルが作成され職員に配布され周知を図っている。年 2 回（4・12 月）「あんぜんだより」を配布し、交通事故や防犯・送迎時のお願いなど注意喚起している。また、感染症が発生した際には掲示を行い、情報提供に努めている。毎月、避難訓練・不審者訓練を実施しており、まもる号（幼児誘拐防止巡回指導）を利用したり、紙芝居や絵本を使い知らない人についていけない事や散歩の途中などでも折に触れ説明指導を行っている。園内の安全対策として、門からの子どもの飛び出し防止と不審者対策のために門の二重カギの確認を徹底したり、保育室の棚の転倒防止をしたり、物品倉庫にカギをかけるなど安全対策の徹底を図っている。

災害時にはライフラインが止まってしまうことを想定した備蓄が準備されている。休みの職員も園に駆けつけられるような体制をとっている。

子どもの安全を脅かすヒヤリハット事例について、クラス別に前期・後期で集計をとり対処法などがまとめられ、職員に周知が図られている。また、各クラス内の危険箇所マップやお散歩コース毎に危険箇所を細かく記載したマップを作成するなど、事故防止に努めている。

食物アレルギーがある子に対しては別メニューで対応を図る体制がとられており、職員会議の中でアレルギー症状についての再確認を行う機会を設けている。県北調理部会でアレルギー対応食の調理実習が行われ、代替品を使用したメニューづくりの研修も行われている。

衛生管理マニュアルが作成され、調理場など日常点検を行い清潔が保たれている。

2 職員の資質向上

	第三者評価結果
IV-6 保育・保育サービスの質について定期的に評価を行う体制を整備している。	a・(b)・c
IV-7 保育士等が主体的に自己評価に取り組み、保育の改善が図られている。	(a)・b・c
IV-8 評価の結果に基づき組織として取り組むべき課題を明確にし、改善策・改善実施計画を立て実施している。	a・(b)・c
IV-9 必要な人材に関する具体的なプランが確立している。	(a)・b・c
IV-10 人事考課が客観的な基準に基づいて行われている。	a・(b)・c
IV-11 職員の就業状況や意向を把握し必要があれば改善する仕組みが構築されている。	a・(b)・c
IV-12 職員の福利厚生や健康の維持に積極的に取り組んでいる。	a・(b)・c
IV-13 職員の教育・研修に関する基本姿勢が明示されている。	(a)・b・c
IV-14 個別の職員に対して組織としての教育・研修計画が策定され計画に基づいて具体的な取組が行われている。	a・(b)・c
IV-15 定期的に個別の教育・研修計画の評価・見直しを行っている。	a・(b)・c
IV-16 実習生の受入れと育成について基本的な姿勢を明確にした体制を整備し、積極的な取組をしている。	(a)・b・c

評価所見

保育士等、職員全員が半期ごとに自己評価を行う仕組みが定着しており、個々の反省を踏まえた保育の改善が図られている。一方で、保育士の自己評価と関連した保育園の自己評価を定期的に行う仕組みは十分に機能していない様子が窺えた。今後は、「自己評価ガイドライン」等に基づく園全体の自己評価を定着させ、恒常的な取り組みとして機能させることを期待する。

今回の第三者評価受審に当たっては、短時間パートを含む全職員をグループ分けし、グループ毎に評価基準の全項目について、時間をかけて学習を行った。それにより、自分たちの保育実践を振り返る機会となり、保育の質の向上につながっている。

職員一人ひとりが前年度の反省を文書にまとめ、全体を取りまとめて次年度のアクションプログラムの内容に反映させる取り組みを行っている。一方で、評価結果や課題について職員間の共有化が十分でないと考えている職員もいるため、職員の参画により評価結果の分析を行うなどの取り組みが求められる。また、評価結果とそれに基づく改善策については、保護者等に対しても文書等により伝える工夫が期待される。

市の保育園整備計画の下に、必要な人材や人員体制に関するプランが確立しており、それに基づいた人事管理が実施されている。市の正規職員について人事考課の仕組みが整備されているものの、臨時職員、短時間職員は対象外である。園として個々の職員の仕事ぶりを評価し、その結果をフィードバックすることにより、個々の職員の意欲を喚起し、職場全体を活性化させる取り組みの強化が期待される。

職員全員と定期的に個人面談を行い、職員の就業状況や意向の把握に努めている。一方で、職員の意向、意見等について記録は取っておらず、必要に応じて改善策を検討する仕組みの構築は十分ではない。職務内容や責任の重さに比べて臨時職員等の賃金・待遇が十分でないと感じている職員もいるため、今後は把握された意向・意見について分析、検討し、職場の改善にいかす取り組みの強化が期待される。

市のアクションプログラムには「保育士等研修の充実」が掲げられ、職員の教育・研修に関する基本姿勢が明示されている。一方で、園独自の職員研修年間計画を作成しているものの、一人ひとりの職員の持つ技量等を評価・分析した結果に基づいて研修計画を策定し、研修成果の見直しを行って次の研修計画に反映しているとは言えない。園として研修体制とその結果を自己評価することにより、改善、向上を目指す取り組みの強化が望まれる。

外部研修で学んだ内容については、文書で回覧するほか、重要事項については個別に伝達して共有を図っている。

実習生の受入れマニュアルを整備し、その中で意義・方針を明文化している。受け入れに当たっては、本人の要望を丁寧に聞き取った上で、意欲や目的を持って効果的な実習が行われるよう、特に配慮している。

3 運営・管理、社会的責任

	第三者評価結果
IV-17 中・長期計画が策定されている。	a・(b)・c
IV-18 中・長期計画を踏まえた事業計画が策定されている。	(a)・b・c
IV-19 事業計画の策定が組織的に行われている。	(a)・b・c
IV-20 事業計画が職員に周知されている。	(a)・b・c
IV-21 事業計画が保護者等に周知されている。	a・(b)・c
IV-22 利用者満足の向上を意図した仕組みを整備し、取組を行っている。	a・(b)・c
IV-23 保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備している。	a・(b)・c
IV-24 子ども・保護者のプライバシー保護に関する規定・マニュアル等を整備している。	a・(b)・c
IV-25 苦情解決の仕組みが確立され十分に周知・機能している。	a・(b)・c
IV-26 施設長自らの役割と責任を職員に対して表明している。	(a)・b・c
IV-27 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	(a)・b・c
IV-28 質の向上に意欲を持ちその取組に指導力を発揮している。	a・(b)・c
IV-29 経営や業務の効率化と改善に向けた取組に指導力を発揮している。	a・(b)・c
IV-30 事業経営をとりまく環境が的確に把握されている。	a・(b)・c
IV-31 経営状況を分析して改善すべき課題を発見する取組を行っている。	a・(b)・c
IV-32 外部監査が実施されている。	a・b・(c)
IV-33 保護者からの意見等に対して迅速に対応している。	a・(b)・c

評価所見

市の子ども・子育て未来プラン、保育園整備計画、行政予算管理の下に中・長期計画、収支計画が策定されており、中・長期計画の内容を反映した市全体の事業計画が策定されている。一方で、園長が赴任したばかりということもあり、園独自に周辺地域の年齢別の子ども数の増減や人件費の増減予測等を把握するという点では、弱さも見受けられた。

毎年のアクションプログラムの振り返りや、行事等に対する意見・要望等に基づいて、事業計画の策定は関係職員の参加のもとに組織的に行われ、その内容について職員会議等で理解を促す取り組みを行っている。

保護者への事業計画の周知という点では行事計画にとどまる傾向があり、園として取り組む年度の重点課題等を積極的に伝え、周知を図るという点では十分ではない。家庭との適切な連携を図り、保育を行っていくためには、保護者が保育の方針や意図について理解していることが望まれるため、様々な機会をとらえ保護者が理解しやすい情報や形で伝えていく取り組みの強化が期待される。

保育参加や各行事の後には保護者アンケートを実施して保護者の意向を把握し、保育の改善に活かしており、アンケート結果や要望については文書化し、保護者に配布するなど、フィードバックを行っている。今後は、利用者満足に関する調査結果を随時活用するだけでなく、利用者参画のもとで定期的な検討会議を行う等、組織的な仕組みの整備が期待される。

相談スペースを確保して保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備しているものの、相談方法や相談相手を選べること等、園としての相談援助に関する姿勢を保護者等に周知するという点で十分ではない。今後は、配布文書等により分かりやすい形で積極的に周知する取り組みの強化が期待される。

子ども・保護者のプライバシー保護については、守秘義務マニュアルを整備し、会議等で職員への周知が図られているものの、保護者に対してプライバシー保護についての姿勢等を周知する取り組みは弱いため、更なる工夫が期待される。

毎年、保護者に対して苦情解決制度に関する説明文書を配付するなど、苦情解決の仕組みは整備されている。一方で、苦情を受け付けた場合には、申し出た保護者に対しては直接検討結果や対応策等を丁寧に説明しているものの、保護者全体へのフィードバックまでは行っていない。保育の質の向上に向けた取り組みの一環として、一定の配慮をした上で保護者全体に対して結果公表等を行う取り組みが期待される。

園長の役割と責任は職務分担表に明文化し、職員会議等で表明されている。特に災害や事故対策等について注意事項が全職員に伝わりきらなかった面もあり、園長のリーダーシップにより、職員全体に危機管理意識が徹底するよう積極的な取り組みが行われている。園長は研修参加等を通じて、遵守すべき法令等を正しく理解するよう努めている。

園長は、園の良さや課題を把握し、保育の質の向上に向けた組織的な取り組みにリーダーシップを発揮している。今年度は、「清潔」「整理整頓」「清掃」等、職場環境の点に力をいれてきたが、予算の制約もあり、また職員間で意識の相違もみられたため、今後も引き続き職場環境の整備・改善の取り組みが期待される。

園長は、保育に対する需要動向や園の位置する地域の特徴等、事業経営を取り巻く環境を把握し、経営状況を分析して改善するための取り組みを行っている。今後、経営や業務の効率化と改善に向けて、管理者、職員間の共通認識の醸成を図る取り組みの強化が期待される。

外部監査という形式ではないものの、市全体として地方自治法に定められた監査委員（会計の専門家を含む）による行政監査が実施され、監査結果に基づいて経営改善を実施する仕組みが構築されている。

利用者の要望・意向の把握と活用に関する対応マニュアルを整備し、意見や提案等が出た場合には職員会議の中で話し合い、保育の改善に反映しているものの、迅速に対応するという点で十分ではない。今後は、意見への対応に時間がかかる場合には速やかに検討状況の報告を行うなど、保護者からの信頼を高める取り組みの強化が期待される。